

# 行橋市食育推進計画

令和5年3月

行 橋 市



## 行橋市食育推進計画 目次

### 計画の概要

計画の位置づけ	1
計画の期間	1
計画の基本的な考え方	2

### 目指す方向

3

### 現状

行橋市の概要	4
健康対策に向けた取組み	4
学校・保育所等における取組み	5
地産地消の取組み	6

### 生涯の健康を支える健全な食生活の実現

課題	7
主要な施策	8

### 食を通じた子どもたちの健全な心身の成長

課題	9
主要な施策	10

### 安心・安全な農林水産物の提供

課題	11
主要な施策	11

### 資料

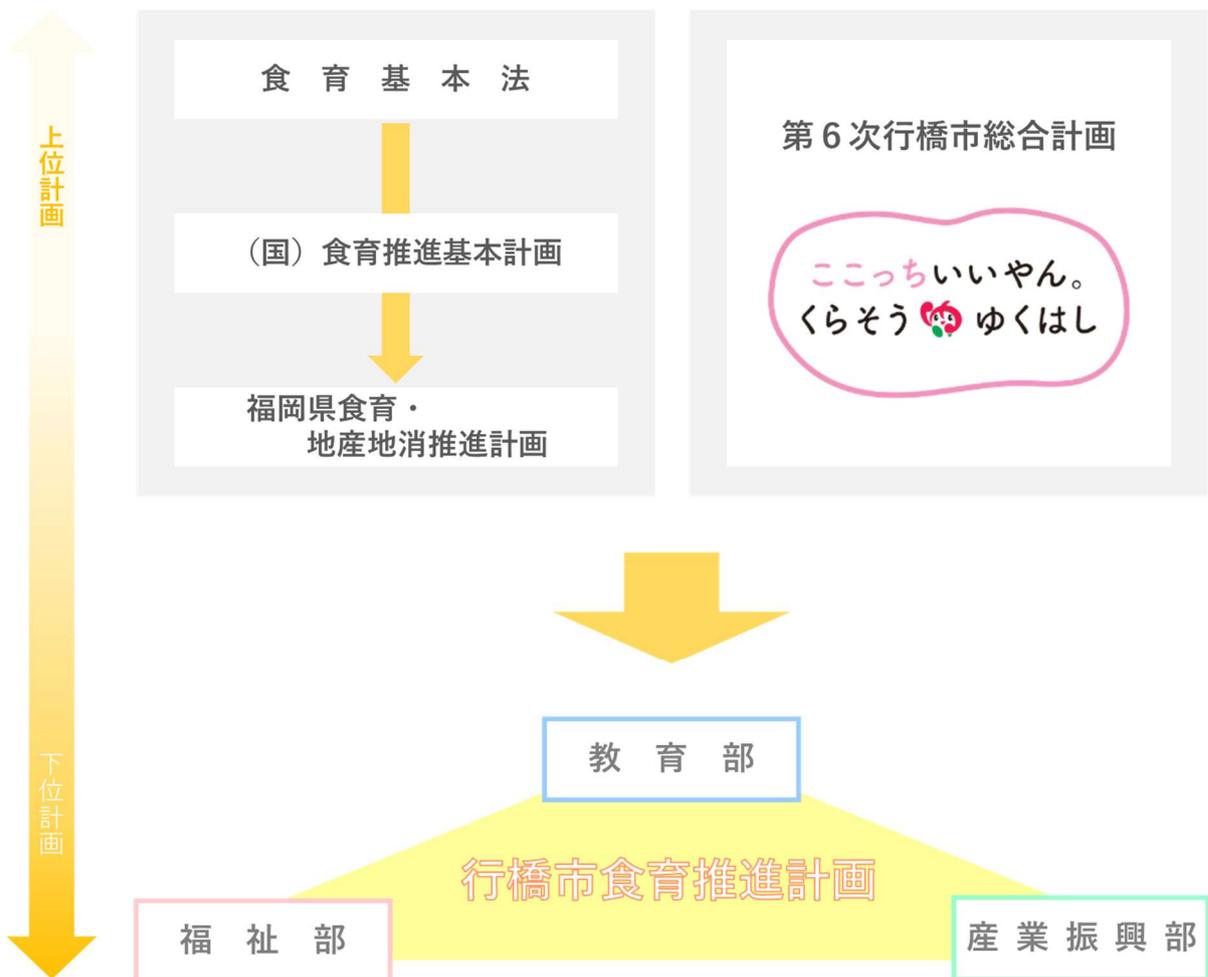
食育基本法（抜粋）	12
国の食育推進計画による目標	18

# 計画の概要

## 計画の位置づけ

「行橋市食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項の規定による市町村食育推進計画です。

本計画は、「食育推進基本計画」、「福岡県食育・地産地消推進計画」、「第6次行橋市総合計画」を上位計画とし、食育に関連する部署が相互連携を図りながら、総合的に「食育」を推進します。



## 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

# 計画の概要

## 計画の基本的な考え方

「食」は、私たちが生きるためには欠かせないものです。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。

食育は、様々な経験を通じて「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。

食育を推進することは、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むこと、自然や食を支える人々へ感謝することや理解を深めることにつながります。

平成17年7月15日に「食育基本法」（平成17年法律第63号）が施行され、国では、平成18年4月1日に「食育推進基本計画」を策定しました。令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進しています。

福岡県では、市町村や関係団体と連携しながら、食育や健康づくりに関する普及・啓発等に取り組んできました。平成30年に「福岡県食育・地産地消推進計画」が新たに策定され、更なる食育の推進が図られています。

行橋市では、行政のみならず、家庭、保育・教育関係団体、地域、生産者・食品関連業者など、食に関わる多様な関係機関が相互に連携・協力しながら、本市の地域特性や実情等に即した食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため「行橋市食育推進計画」（平成28年度～令和4年度）を策定しました。

今回、「行橋市食育推進計画」の計画期間が終了することを踏まえ、食育のさらなる推進を図るため、ここに「第2次行橋市食育推進計画」を策定します。

# 目指す方向

行橋市は、豊かな自然に恵まれ、特に海や山があることで、様々な食を選択できる恵まれた環境が整っています。

恵まれた環境を活かして、地域・家庭などを通じ、子どもたちの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図ります。

さらに、安心安全な農林水産物の提供をすることで、すべての市民が食生活を楽しみ、生涯にわたって健康で生き活きと暮らし続けることができる行橋市をつくっていきます。

## 生涯の健康を支える健全な食生活の実現

- 食を通じた家庭からの健康づくり
- 食を通じた生活習慣病対策の実施
- 保育所等における健康な心と身体を育てる取組み

## 食を通じた子どもたちの健全な心身の成長

- 教育関係者の食育に関する研修及び意識啓発
- 食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実
- 健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進
- 食材の栽培や調理の過程における食育
- 家庭との連携

## 安心・安全な農林水産物の提供

- 安心・安全な農林水産物の生産
- 地場産農林水産物の地産地消の推進
- 農業体験を通じた食農教育の推進
- 生産者と消費者の交流促進
- 地元農林水産物のPRの推進

# 現 状

## 行橋市の概要

行橋市は、福岡県の北東部に位置し、市域は東西に約14km、南北に約9kmあり、総面積は70.06km<sup>2</sup>です。東は周防灘で海に面しており、西に平尾台、南西部に御所ヶ谷・馬ヶ岳など山地があります。市内には今川、祓川、長峡川をはじめとする26の河川が流れ、市街地周辺の田園や郊外の果樹園など、水と緑に恵まれたまちです。

行橋市の特産物の菜種やいちじくは、関係機関と連携して、菜種油や、いちじくジャムなど加工品開発に取り組んでいます。水産物では、豊前海一粒かきや、豊前本ガニ、クルマエビ、ヨシエビなどが挙げられます。

## 健康対策に向けた取組み

### ○ 生活習慣病予防・重症化予防の促進

生活様式の多様化などにより、規則正しい食事ができないなど適正な生活習慣が保てずに、健康の基礎である体力を維持増進するために必要な運動習慣がない人の割合が高くなっており、健康への影響が危惧されています。

近年では、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等もあり、日常生活において様々な制限があることも影響（外出控えによる運動量の減少や、ステイホームによる食事量の増加等）し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が増加しています。

#### メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合

平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
31.6%	32.7%	32.6%	35.1%	34.2%

（特定健診を受診した方のうちの該当者の割合）

行橋市では、平成20年度から始まった内臓脂肪型肥満に着目した特定健診、特定保健指導に力を入れ、生活習慣の改善を行うため、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活を指導しています。

また、地域の住民についてはいきいきサロン等の要請に応じ保健師・管理栄養士が出前講座にて健康づくりの普及活動を行い健康意識の醸成に努めました。

若年期から『自分の健康は自分でつくる』という意識を醸成させるよう努めるとともに、健康づくり組織の自主的な健康づくり活動を支援しています。

# 現 状

## 学校・保育所等における取組み

### ○ 学校教育活動全体を通じた総合的な食育推進

市内の小中学校に安心安全な給食を提供するとともに、全小学校（11校）を対象に栄養教諭による食育指導を行っています。

学校では食育リーダーを中心として、主幹、給食主任、栄養教諭、家庭科専科、保健主任、養護教諭などが策定した、食に関する指導計画を実践しています。

また、給食の時間を中心に、学級活動の場においても食品についての話題を取り上げ、栄養や食事の適切なとり方を学ばせるとともに、食事を大切にす気持ちや友達と楽しく食事することや各学校での食材の栽培、校外施設での体験などを通して自然の恵みに感謝する気持ちを培っています。

#### 学校での主な取組み

- ・食事の重要性や喜び、楽しさへの理解を深める。
- ・心身の成長や健康の保持・増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自己管理をしていく能力を身につけさせる。
- ・正しい知識・情報に基づいて、食品の品質および安全性について、自ら判断できる能力を身につけさせる。
- ・食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけさせる。
- ・食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝の心を育む。
- ・各地域の産物、食文化にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を育む。

# 現 状

## 地産地消の取組み

### ○ 農産物の地産地消

農業を取り巻く環境は、農業従事者数の減少や高齢化に加え、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況です。

行橋市では、JA福岡京築などの関係機関と連携し、農業者環境の現状や課題など情報共有を行い、今後の施策展開に向けた協議を進め、農業の担い手育成や農産物の地産地消の取組みを継続しています。

#### 市奨励作物(いちじく、菜種など)の作付面積

(農林水産課調べ)

平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
32.4ha	32.0ha	32.0ha	32.0ha	31.0ha

### ○ 水産物の地産地消

近年、国際化の進展・健康志向を背景に水産物の世界的需要は高まっていますが、多くの水産資源が減少傾向にあります。

行橋市では、つくり育てる漁業事業として、クルマエビ・ガザミの種苗受入・直接放流や、ヨシエビの種苗受入、キャンパスでの中間育成、放流を継続実施し、水産資源の確保に努めています。

#### クルマエビ・ヨシエビ・ガザミの漁獲量

(農林水産課調べ)

平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
265t	267t	254t	253t	141t

(令和3年度内訳:クルマエビ 4.3t、ヨシエビ 93.2t、ガザミ 43.4t)

### ○ 学校給食の地産地消

学校給食における地場産青果物の割合は、平成18年度では15%弱でしたが、直近の5年間では平均して20%を超える状況となっています。

#### 学校給食における地場産青果物の割合(各年度11月実績)

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
24.5%	18.5%	31.9%	22.2%	23.4%

# 生涯の健康を支える健全な食生活の実現

## 課題

令和3年度の特定健診結果では、メタボリックシンドローム予備群に該当する方が11.8%であり、県平均の11.9%を下回っていますが、メタボリックシンドローム該当者の方が23.1%であり、県平均の20.3%を上回っています。

また、糖尿病や高血圧に該当する方も県平均を上回っており、生活習慣病への対策として、適切な食習慣へ導く取り組みが必要となっています。

### 特定健診を受診した方のうち各項目対象者の割合

項目	行橋市	県平均
メタボリックシンドローム予備軍	11.8%	11.9%
メタボリックシンドローム該当者	23.1%	20.3%
糖尿病(HbA1c 値:7.0%以上)	6.1%	5.3%
高血圧Ⅱ度以上(160 以上/100 以上)	7.4%	5.7%

また、乳幼児健診時の「発達フォロー児の割合」と「食事の困りごとのある保護者の割合」が正の相関関係にあります。これは食習慣と生活リズムが影響し合うことが考えられるため、早い時期(新生児訪問時)からの生活習慣指導と離乳食指導に取り組むことが必要です。食育が健康への導きとなることを親へ伝え、意識づけにつなげることが重要となります。

保育所においては、乳幼児期から子どもが楽しみながら食に興味を持てるような取り組みを行い、また、保護者に対し浸透しやすく現実味のある施策、自ら行動を起こす仕掛けづくりが必要です。

課題を踏まえ、目標ごとに施策を次に整理します。

# 生涯の健康を支える健全な食生活の実現

## 主要な施策

### ○ 食を通じた家庭からの健康づくり

- ・親子料理教室で料理を作る楽しさの周知を実施
- ・離乳食教室で食事の大切さの周知を実施
- ・「給食だより」や「献立表」を刊行し家庭での食育に役立つ情報の発信

### ○ 食を通じた生活習慣病対策の実施

- ・健診後、各個人に合わせた保健指導の実施
- ・健康教育、健康相談の実施
- ・食生活改善推進員の養成
- ・食生活改善推進員による食育活動の推進と普及

### ○ 保育所等における健康な心と身体を育てる取組み

- ・食事の楽しさや基本的な食習慣を身につけさせる取組みの実施
- ・体験農業及びクッキング保育の実施
- ・旬の食材、郷土食、食物アレルギー児童への対応、月齢に合わせた食事の提供など、家庭に対しての情報提供の強化

# 食を通じた子どもたちの健全な心身の成長

## 課題

小学生から中学生までの学齢期は、知識や技術を学びながら保護者による食生活から、自分で食生活を選択する機会が増えることによって、食に関する興味や関心を高めていくことが可能となる重要な時期です。

しかし、まだまだ保護者のしつけの下での食事が必要な時期でありながら、現状では不規則な食生活や孤食、偏食が一部では問題となっています。

また、生産者と触れ合う機会が少ない子どもたちが食の大切さを実感し、健全な食生活の実践力を見につけていくためには、食材がどうやってできるのか、どこで、誰によって作られているのかなどについて生産体験や学校給食の食材を通じた生産者などとの交流体験から学ぶ機会も欠かせなくなっています。そのため、食を大切に作る心や、望ましい食習慣や知識を習得する能力を育成することが大変重要になってきます。

課題を踏まえ、施策を次に整理します。

# 食を通じた子どもたちの健全な心身の成長

## 主要な施策

### ○ 教育関係者の食育に関する研修及び意識啓発

- ・校内外での研修実施
- ・校長を中心とした組織化の推進

### ○ 食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実

- ・給食の時間や学級活動と連携した学校教育活動全体での計画的食育指導の実施
- ・食に関する指導の全体計画及び年間指導計画（食育カリキュラム）の作成
- ・郷土料理を取り入れた特色ある給食の実施
- ・給食や食に関することを題材にした小中交流会

### ○ 健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進

- ・献立検討委員会での地場産物の利用検討
- ・調理員研修の実施及び料理コンクールの開催
- ・JA福岡京築と連携し、生産者による計画的栽培の実施

### ○ 食材の栽培や調理の過程における食育

- ・学校園を活用した栽培活動、農産物の収穫、調理までの一連を通して、児童生徒の食への関心を高め、食に関する感謝の心を育てる。
- ・食に関して豊富な経験や知識を有する地域の生産者に直接指導してもらう機会を設けるなど、食育の普及啓発や人材活用を図る。

### ○ 家庭との連携

- ・児童生徒の食生活や基本的な生活習慣について、家庭と学校とで課題を共有する。
- ・校内における食育の目標や内容、学校給食の意義や役割について、家庭の理解を図る。
- ・親子料理教室や給食料理教室等を開催し、食育に関する情報提供を積極的に行う。

# 安心・安全な農林水産物の提供

## 課題

野菜や農水産物など、市民に地場産物を消費してもらえようとする取り組みが必要となっており、行橋市にはワタリガニ、牡蠣、いちじくなど多くの地場産物がありますが、地場産物の更なる知名度向上のため、食の安全・安心に大きく関わる地場産物の安全性のPRが重要となっています。

課題を踏まえ、施策を次に整理します。

## 主要な施策

### ○ 安心・安全な農林水産物の生産

- ・環境負荷への対応を目的とした資源循環型農業の検討
- ・食の安全に関する知識の普及啓発
- ・農薬に関する講習会及び適正使用に係る普及啓発
- ・生産者を対象とした営農指導等
- ・担い手の育成や稚魚の放流など農林水産資源の確保

### ○ 地場産農林水産物の地産地消の推進

- ・直売所等を核とした各種イベントの展開
- ・学校給食への地場産農林水産物の導入促進
- ・旬の食材の周知

### ○ 農業体験を通じた食農教育の推進

- ・農業体験に関する保育所等や学校への支援
- ・農業体験に関する地元農業者とのマッチング

### ○ 生産者と消費者の交流促進

- ・市内イベントでの食育ブース設置
- ・直売所等での食育ブース設置

### ○ 地元農林水産物のPRの推進

- ・消費者への効果的な情報発信
- ・インターネット等によるPR

# 資料編

## 食育基本法(抜粋)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

# 資料編

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

### (伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

# 資料編

## （食品の安全性の確保等における食育の役割）

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

## （国の責務）

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

## （食品関連事業者等の責務）

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

## （国民の責務）

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

## （法制上の措置等）

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

# 資料編

## (年次報告)

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

### (食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### (市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

# 資料編

## 第三章 基本的施策

### (家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### (学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

### (食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

# 資料編

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

# 資料編

## (委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

## (委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

## (政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## (都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## (市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

# 資料編

## 国の食育推進基本計画による目標

目 標	目標値 (令和7年度)	基準値
食育に関心を持っている国民の割合 増加	90%以上	83.2%
食事を家族と一緒に食べる「共食」の回数 増加	週 11 回以上	週 9.6 回
地域等で共食したいと思う人が共食する割合 増加	75%以上	70.7%
朝食を欠食する国民の割合 減少	15%以下	21.5%
学校給食における地場産物を活用した取組等 増加	—	—
栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の割合 増加	50%以上	36.4%
普段から適正体重の維持や減塩等に気を付けた 食生活を実践する国民の割合 増加	75%以上	64.3%
ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合 増加	55%	47.3%
食育の推進に関わるボランティアの数 増加	37 万人以上	36.2 万人
農林漁業体験を経験した国民の割合 増加	70%以上	65.7%
産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ 国民の割合 増加	80%以上	73.5%
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合 増加	75%以上	67.1%
食品ロスの削減のために何らかの行動をしている国民の割合 増加	80%	76.5%
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合 増加	55%以上	50.4%
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する 国民の割合 増加	80%以上	75.2%
推進計画を作成・実施している市町村 増加	100%	—